



発行 新潟県

第 21 号

令和3年3月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

9 新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（下水道課）

告 示

- 268 災害救助法による救助の実施（防災企画課）
- 269 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 270 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 271 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 272 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 273 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 274 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 275 換地処分（農地整備課）
- 276 換地処分の届出（農地整備課）
- 277 道路の区域変更（道路管理課）
- 278 道路の供用開始（道路管理課）
- 279 道路の区域変更（道路管理課）
- 280 道路の供用開始（道路管理課）
- 281 道路の区域変更（道路管理課）
- 282 道路の供用開始（道路管理課）
- 283 道路の区域変更（道路管理課）
- 284 道路の供用開始（道路管理課）
- 285 道路の区域変更（道路管理課）
- 286 道路の供用開始（道路管理課）
- 287 道路の区域変更（道路管理課）
- 288 道路の供用開始（道路管理課）
- 289 道路の区域変更（道路管理課）
- 290 道路の供用開始（道路管理課）
- 291 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 292 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 293 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）

公 告

一般競争入札の実施（障害福祉課）

病院局公告

新潟県立病院臨床検査機器等の共同提案に係る公募型プロポーザルの実施（病院局業務課）

新潟県立病院臨床検査機器等の共同提案に係る公募型プロポーザルの実施（病院局業務課）

規 則

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則（<u>第144条の2</u>－第148条）</p> <p>附則</p> <p>（集中管理等に係る事務の特例）</p> <p>第11条 第9条第1項及び第2項並びに前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。</p> <p>(1) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる給料、<u>手当等及び法定福利費の支出等に関する事務</u> 総務事務センター長</p> <p>(2) 別に定める電子計算組織により処理する総務に関する事務の対象となる報酬、給料、<u>手当等、法定福利費及び旅費の支出等に関する事務</u> <u>下水道課課長補佐</u></p> <p>2（略）</p> <p>（帳簿の記載事項の訂正）</p> <p>第31条 帳簿の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引いて抹消し、その上部に<u>正書した上で作成者が訂正の箇所に署名し、又は押印しなければならない。</u></p> <p>（請求書の徴取）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則（<u>第145条</u>－第148条）</p> <p>附則</p> <p>（集中管理等に係る事務の特例）</p> <p>第11条 第9条第1項及び第2項並びに前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に処理させるものとする。</p> <p>(1) 別に定める電子計算組織により処理する給与支払事務の対象となる給料、<u>手当及び法定福利費の支出等に関する事務</u> 総務事務センター長</p> <p>(2) 別に定める電子計算組織により処理する総務に関する事務の対象となる報酬、給料、<u>手当、法定福利費及び旅費の支出等に関する事務</u> <u>下水道課長</u></p> <p>2（略）</p> <p>（帳簿の記載事項の訂正）</p> <p>第31条 帳簿の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引いて抹消し、その上部に<u>正書し作成者の私印を訂正の箇所に押さなければならない。</u></p> <p>（請求書の徴取）</p>

第58条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。

- (1) 報酬、給料、手当等、退職給付費及び通勤に係る費用弁償
- (2)～(8) (略)

4 (略)

第12章 雑則

(証拠書類の保存期間)

第144条の2 証拠書類の保存期間は、事業年度終了後8年とする。

別表第2 (第9条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決			委任	専決
			副知事	部局長	課長 課長補佐	事務 所長	次長
(収益的 支出) 流域下 水道事 業費用	営業費 用	管渠費 (略) 修繕 費 路面 復旧 費 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)	(略)
		50万円 以上		50万円 未満	○	50万円 未満	
		(略)		(略)	(略)	(略)	
		補償 費 使用 料		(略)	(略)	○	50万円 未満

第58条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、支出命令者は、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。

- (1) 報酬、給料、手当、退職給付費及び通勤に係る費用弁償
- (2)～(8) (略)

4 (略)

第12章 雑則

別表第2 (第9条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決			委任	専決
			副知事	部局長	課長 課長補佐	事務 所長	次長
(収益的 支出) 流域下 水道事 業費用	営業費 用	管渠費 (略) 修繕 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)		(略)	(略)	(略)	
		補償 費		(略)	(略)	(略)	(略)

流域下水道事業費用 (略)	営業費用 (略)	管渠費 (略) <u>委託料</u> (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
------------------	-------------	---	--------------------------

流域下水道事業費用 (略)	営業費用 (略)	管渠費 (略) <u>委託費</u> (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
------------------	-------------	---	--------------------------

別表第4 (第27条関係)
(略)

費用			
款	項	目	節
流域下水道事業費用	営業費用 (略)	管渠費 (略)	(略)
			<u>手当等</u>
			(略)
			(略)

別表第4 (第27条関係)
(略)

費用			
款	項	目	節
流域下水道事業費用	営業費用 (略)	管渠費 (略)	(略)
			<u>手当</u>
			(略)
			(略)

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第268号

糸魚川市で発生した地すべり災害により、3月4日から糸魚川市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、糸魚川市長が行うこととする。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第269号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟労災病院
- 2 所 在 地 上越市東雲町1丁目7番12号
- 3 有効期間 令和3年3月24日から
令和6年3月23日まで

◎新潟県告示第270号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立がんセンター新潟病院
- 2 所 在 地 新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 有効期間 令和3年3月30日から
令和6年3月29日まで

◎新潟県告示第271号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立燕労災病院
- 2 所 在 地 燕市佐渡633
- 3 有効期間 令和3年4月1日から
令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第272号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 上越総合病院
- 2 所 在 地 上越市大道福田616番地
- 3 有効期間 令和3年4月1日から
令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第273号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、五泉市に係る五泉農業振興地域（平成23年新潟県告示第401号）の区域を次のとおり変更する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

1 変更した地域の名称

(1) 五泉農業振興地域

2 区域

(1) 五泉市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和3年3月16日

◎新潟県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
柏崎地区	農業用道路整備（広域営農団地農道整備）事業	柏崎市	令和2年11月24日

◎新潟県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業相川中部地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、中条薬師地区区画整理（共同施行）事業代表高橋義孝から区画整理事業中条薬師地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和3年3月16日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 室谷津川線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町両郷字大屋敷乙1198番1から	新	8.8～26.9メートル	203.5メートル
同郡同町両郷字野田甲1841番2まで	旧	8.8～25.0メートル	203.5メートル

◎新潟県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 室谷津川線
- 2 供用開始の区間 東蒲原郡阿賀町両郷字大屋敷乙1198番1から同郡同町両郷字野田甲1841番2番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊西山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三島郡出雲崎町大字沢田字日山250番1から	新	13.0～28.0メートル	47.5メートル
同郡同町大字沢田字日山246番5まで	旧	11.5～25.4メートル	47.5メートル

◎新潟県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 寺泊西山線
- 2 供用開始の区間 三島郡出雲崎町大字沢田字日山250番1から同郡同町大字沢田字日山246番5まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長

魚沼市堀之内字栃原1562番1から	新	15.0～71.4メートル	99.4メートル
同市堀之内字栃原1562番1から	旧	15.0～54.4メートル	99.4メートル

◎新潟県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 町屋越後堀之内停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市堀之内字栃原1562番1から同市堀之内字栃原1562番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市堀之内字栃原1688番1から	新	11.8～47.4メートル	62.9メートル
同市堀之内字栃原1692番10から	旧	11.8～17.8メートル	62.9メートル

◎新潟県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 町屋越後堀之内停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市堀之内字栃原1688番1から同市堀之内字栃原1692番10まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条甲643番2から	新	9.8～13.9メートル	119.4メートル
同市中条甲806番4まで	旧	9.8～13.9メートル	120.8メートル

◎新潟県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
十日町市中条甲643番2から同市中条甲806番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山西山停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町浜忠字山谷885番6から	新	10.0～59.0メートル	1,148.6メートル
同市西山町鎌田字長表2565番1まで	旧	8.2～50.6メートル	1,751.0メートル

備考 路線の重用

一部区間県道柏崎高浜堀之内線及び県道椎谷礼拝停車場線と重用

◎新潟県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 向山西山停車場線
- 2 供用開始の区間

柏崎市西山町浜忠字山谷885番6から同市西山町鎌田字長表2565番1まで

3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町鎌田字長表2561番1から	新	10.0～36.0メートル	22.3メートル
同市西山町鎌田字長表2565番1まで	旧	10.0～36.0メートル	22.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道向山西山停車場線と重用

◎新潟県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町鎌田字長表2561番1から同市西山町鎌田字長表2565番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

◎新潟県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年11月30日新潟県告示第1404号）を次のとおり解除する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
品木沢地区	魚沼市葦沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年11月30日新潟県告示第1405号）の指定を解除する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
品木沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
品木沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県福祉保健部障害福祉課業務の支援に関する派遣業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月16日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

新潟県福祉保健部障害福祉課業務の支援に関する派遣業務委託

(2) 委託案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年3月16日（火）から令和3年3月19日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後4時45分まで。

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁12階）

新潟県福祉保健部障害福祉課

(2) 問い合わせ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月29日（月） 午後2時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁506会議室（行政庁舎5階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を含む。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けているものであること。
- (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (8) 国又は地方公共団体を契約相手方として、労働者を派遣した実績がある者。
- (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
- (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であり、プライバシーマークの認定又はISMS認証を取得している者又は令和3年3月16日（火）までに取得見込みである者。
- (11) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、国又は新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和3年3月16日（火）から令和3年3月23日（火）（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号の日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁12階）
新潟県福祉保健部障害福祉課

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年3月24日（水）以降に書面で通知する。

6 入札の方法

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封の上、上記1（1）の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。）を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3（1）に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5（1）イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1（1）の調達案件の名称及び3（1）に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3（1）に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 入札金額は、派遣労働者1人1時間あたりの単価を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じた額に、入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の5に相当する金額以上の金額（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

10 契約保証金

契約単価に入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

イ 令和3年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び契約の内容に関しては、日本国の関係法令、財務規則その他新潟県知事の定める規則の定めるところによる。

病院局公告

新潟県立病院臨床検査機器等の共同提案に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立がんセンター新潟病院グループ臨床検査機器等について、次のとおり提案書の提出を招請する。

令和3年3月16日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院臨床検査機器等の構築業務

(2) 実施予定病院

ア 新潟県村上市下鍛冶屋589

新潟県立坂町病院

イ 新潟県新潟市中央区川岸町2-15-3

新潟県立がんセンター新潟病院

ウ 新潟県加茂市青海町1-9-1

新潟県立加茂病院

(3) 提案に求める業務内容

新潟県立病院の検査機器等について、検査システムと検査機器リース、試薬納入の各々を担当する業者が共同で提案を行い、以下のとおり病院への提供等を行うこと。

ア 検査システム及び機器リース

令和3年度以降、各病院と6年間の継続リース契約を締結し、別添仕様書に基づく検査システム及び機器を調達のうえ病院へ提供する。また、提供する機器にて使用する器材も含めて調達し、病院に納入する。

イ 試薬納入

令和3年度以降の6年間、各病院と年度ごとに単価契約を締結し、別添仕様書に基づく試薬を調達のうえ病院へ納入する。

(4) その他

詳細は実施要項及び仕様書のとおりとする。

2 提案書の提出者に求められる資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年県告示第165号）に定める入札参加資格を有するものであること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 提案者を特定するための基準

上記1(3)の業務ごとに機能、体制、費用見積、その他効率化・省力化に係る取組等を評価する。

なお、詳細は実施要項に定めるとおりとする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課業務管理係

電話：025-280-5557

FAX：025-285-3843

(2) 参加表明書の様式及び実施要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和3年3月16日(火)から令和3年3月23日(火)まで

ただし、新潟県の休日の定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。（郵送による交付は行わない。）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し、提案書を提出しようとする者は、実施要項に定めるところにより、必要資料を

添付した参加表明書を提出して、参加を表明すること。

ア 提出期限

令和3年3月30日(火)午後5時まで

イ 提出場所

上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和3年4月28日(水)午後5時まで

イ 提出場所

上記4(1)に同じ

ウ 提出方法

持参すること。

5 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院臨床検査機器等に係る共同提案者選定プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング結果に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及び実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をして提出した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行ったすべての者に書面で通知する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県病院局長及び病院長は、最も優れた提案者と上記1(3)に定める各契約の締結交渉を行い、病院長が契約を締結する。

この際、契約交渉は当プロポーザルにおける見積額を上限に共同提案者と個々に行うこととする。

なお、該当共同提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされた場合及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされた場合には、契約の締結を行わない場合がある。

この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第186条第3項のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県病院局業務課業務管理係へ通報報告を行うこと。

(6) 提案書に関するヒアリングを行う。

(7) 詳細は実施要項のとおりとする。

7 Summary

(1) Subject matter of Proposal:

System and Device for Clinical Examination for Niigata Prefectural Hospital

(2) Deadline for Application:

March 30, 2021 5:00PM

(3) Deadline for Proposal Submission

April 28, 2021 5:00PM

- (4) For further information contact:
Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration,
Niigata Prefectural Government
* adress: 4-1 Shinko-cho, chuou-ku, Niigata City, Niigata
〒950-8570 Japan
TEL 025-280-5557
FAX 025-285-3843

新潟県立病院臨床検査機器等の共同提案に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立中央病院の臨床検査機器等について、次のとおり提案書の提出を招請する。

令和3年3月16日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院臨床検査機器等の構築業務

(2) 実施予定病院

新潟県上越市新南町205

新潟県立中央病院

(3) 提案に求める業務内容

新潟県立中央病院の検査機器等について、検査システムと検査機器リース、試薬納入の各々を担当する業者が共同で提案を行い、以下のとおり病院への提供等を行うこと。

ア 検査システム及び機器リース

令和3年度以降、中央病院と6年間の継続リース契約を締結し、別添仕様書に基づく検査システム及び機器を調達のうえ病院へ提供する。また、提供機器にて使用する器材も合わせて調達し、病院に納入する。

イ 試薬納入

令和3年度以降の6年間、中央病院と年度ごとに単価契約を締結し、別添仕様書に基づく試薬を調達のうえ病院へ納入する。

(4) その他

詳細は実施要項及び仕様書のとおりとする。

2 提案書の提出者に求められる資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年県告示第165号）に定める入札参加資格を有するものであること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 提案者を特定するための基準

上記1(3)の業務ごとに機能、体制、費用見積、その他効率化・省力化に係る取組等を評価する。

なお、詳細は実施要項に定めるとおりとする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課業務管理係

電話：025-280-5557

FAX：025-285-3843

(2) 参加表明書の様式及び実施要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和3年3月16日(火)から令和3年3月23日(火)まで

ただし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から午後5時までとする。

- イ 交付場所
上記4(1)に同じ
- ウ 交付方法
交付場所において直接交付する。(郵送による交付は行わない。)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し、提案書を提出しようとする者は、実施要項に定めるところにより、必要資料を添付した参加表明書を提出して、参加を表明すること。

- ア 提出期限
令和3年3月30日(火)午後5時まで
- イ 提出場所
上記4(1)に同じ。
- ウ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限
令和3年4月28日(水)午後5時まで
- イ 提出場所
上記4(1)に同じ
- ウ 提出方法
持参すること。

5 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院臨床検査機器等に係る共同提案者選定プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング結果に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本公告及び実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をして提出した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行ったすべての者に書面で通知する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県病院局長及び病院長は、最も優れた提案者と上記1(3)に定める各契約の締結交渉を行い、病院長が契約を締結する。

この際、契約交渉は当プロポーザルにおける見積額を上限に共同提案者と個々に行うこととする。

なお、該当共同提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされた場合及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされた場合には、契約の締結を行わない場合がある。

この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第186条第3項のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県病院局業務課業務管理係へ通報報告を行うこと。

(6) 提案書に関するヒアリングを行う。

(7) 詳細は実施要項のとおりとする。

7 Summary

- (1) Subject matter of Proposal:
System and Device for Clinical Examination for Niigata Prefectural Hospital
- (2) Deadline for Application:
March 30, 2021 5:00PM
- (3) Deadline for Proposal Submission
April 28, 2021 5:00PM
- (4) For further information contact:
Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration,
Niigata Prefectural Government
* adress: 4-1 Shinko-cho, chuou-ku, Niigata City, Niigata
〒950-8570 Japan
TEL 025-280-5557
FAX 025-285-3843